



# 金 沢 市 公 報

号外第9号

令和2年(2020年)6月8日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 ( " ) 1
●条 例		
○金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1	

## 条 例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月8日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第42号

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、政務活動費の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、その額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月8日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第43号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 19 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、議会議長、議会副議長及び議会議員の議員報酬の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に規定する額から、それぞれその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年(2020年)6月8日 印刷  
令和2年(2020年)6月8日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄